

平成 28 年 3 月定例会 討論

(2016 年 3 月 25 日)

真木 大輔

◇議案第 21 号 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の 一部を改正する条例 賛成討論

真木大輔

それでは、議案第 21 号戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本案は、市民が家電製品や家具などの粗大ごみを排出する際に市が徴収する処理手数料を、現行の 200 円から 400 円に改正するものです。平成 12 年 9 月に有料化されて以後、約 16 年間、据え置かれた粗大ごみの処理手数料を今回改正することにより期待されることとして、1 つ目に市民負担の公平性確保、2 つ目に市の歳出削減、そして 3 つ目に循環型社会の構築が挙げられます。

粗大ごみは、その排出量が個人や家庭の生活様式に大きく依存するという性質上、その処理手数料を徴収し応分の負担を求めることは、市民負担の公平性の確保につながります。しかし、現在、粗大ごみ事業の市財源への負担は大きく、直近 3 年間の平均をとると、粗大ごみの収集、運搬、処理などでの歳出が年間約 8,400 万円であるのに対し、粗大ごみ収集券の販売による歳入は年間約 2,000 万円であり、市からは約 6,400 万円の持ち出しが毎年生じています。粗大ごみの品目によらない定額 200 円という現行の処理手数料は、県内他市の中で最も低い額であり、今後これを定額 400 円へ改定し、また、それにあわせて市民からの要望が多かったコンビニエンスストアにおける収集券の 24 時間販売を実施することにより、諸経費を含め市の歳出は約 8,400 万円から約 8,800 万円に、市の歳入は約 2,000 万円から約 4,000 万円になり、結果、市の持ち出しは約 6,400 万円から約 4,800 万円に縮減されます。なお、改定後の定額 400 円という手数料であっても、県内他市と比べて低廉な額であり、また、今回の改定案に対して市民から寄せられたパブリック・コメントは、全体としておおむね賛成のものであったことを申し添えます。

今回の手数料改正により期待されることの 3 つ目として挙げた循環型社会の構築については、処理手数料が定額 540 円である近隣の蕨市における 1 世帯当たりの排出される粗大ごみの個数が戸田市の約半分であること、また、平成 26 年度に処理手数料を改定した川口市においても、排出される粗大ごみの減少が見られたことを踏まえれば、戸田市でも同様に粗大ごみの排出が抑制されることが予想され、この廃棄物の抑制は、まさに国の基本法

が定める循環型社会の定義にかなうものです。

以上、他自治体と比べた上でも大きな市民負担増とならない範囲で、先述の3点及び市民の利便性向上が図られる今回の改正案は妥当であると考え、賛成いたします。

(※この前に、本条例案に対する反対討論が1件)

(※本条例案は賛成対数で可決)